

改正	平成11年12月17日条例第59号 〔北海道環境基本条例等の一部を改正する条例第2条による改正〕	平成20年10月14日条例第98号 〔空港整備法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第2条による改正〕
	平成21年3月31日条例第15号 〔北海道条例の整備に関する条例第28条による改正〕	平成25年3月29日条例第17号 〔第1次改正〕
	平成28年3月31日条例第33号 〔第2次改正〕	

北海道環境影響評価条例をここに公布する。

北海道環境影響評価条例

北海道環境影響評価条例（昭和53年北海道条例第29号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 方法書の作成前の手続
 - 第1節 配慮書（第3条の2—第3条の13）
 - 第2節 第二種事業に係る判定（第4条）
- 第3章 方法書（第5条—第10条）
- 第4章 環境影響評価の実施等（第11条・第12条）
- 第5章 準備書（第13条—第24条）
- 第6章 評価書（第25条—第28条）
- 第7章 対象事業の内容の修正等（第29条—第31条）
- 第8章 評価書についての告示後から対象事業の実施前までの手続（第32条—第34条）
- 第9章 対象事業の実施等に係る手続（第35条—第43条）
- 第10章 環境影響評価その他の手続の特例等
 - 第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第44条）
 - 第2節 特定地域に係る環境評価その他の手続（第45条—第54条）
- 第11章 法対象事業についての手続（第55条）
- 第12章 北海道環境影響評価審議会（第56条—第61条）
- 第13章 雑則（第62条—第68条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続、その事業の実施に際して講ぜられる措置等に関する手続その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る良好な環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴っ

て生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る良好な環境の保全(以下単に「環境保全」という。)のための措置を検討し、この措置が講ぜられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この条例において「第一種事業」とは、次に掲げる事業の種類いずれかに該当する一の事業であって、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの(環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する第二種事業及び法対象事業(次項において「法対象事業等」という。)を除く。)をいう。

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業

(2) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川その他の河川に関するダムの新築、堰(せき)の新築及び改築の事業(以下この号において「ダム新築等事業」という。)並びに河川工事(同法第8条の河川工事その他これに類する工事であって同項に規定する河川以外の河川について行われるものをいう。)の事業でダム新築等事業でないもの

(3) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)による軌道の建設及び改良の事業

(4) 空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業

(7) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立て及び干拓の事業

(8) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業

(9) 新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業

(10) 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業

(11) 工業団地の造成(一団の土地について計画的に行われる、2以上の工場又は事業場の用に供するための敷地の造成及びその敷地と併せて整備されるべき緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地の造成をいう。)の事業(第8号に掲げる事業として行われるものを除く。)

(12) 住宅団地の造成(一団の土地について計画的に行われる、2以上の住宅の用に供するための敷地の造成及びその敷地と併せて整備されるべき緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地の造成をいう。)の事業(第8号又は第9号に掲げる事業として行われるものを除く。)

(13) 農用地の造成(一団の土地について計画的に行われる、農用地以外の土地の農用地への地目変換(土地の形状を変更するものに限る。)及びこれに附帯して施行することを相当とする土地の形状の変更をいう。)の事業

(14) レクリエーション施設(遊園地その他の遊戯施設、ゴルフ場その他の運動施設又はキャンプ場その他の休養施設をいう。)の新設及び増設の事業

(15) 複合開発(第8号から前号までに掲げる事業の種類に該当する事業又は建築物その他の工作物の新設若しくは増改築を目的として行われる一連の土地の形状の変更(前各号に掲げる事業の種類いずれかに該当する事業として行われるものを除く。)のいずれか2以上の事業を併せて一の事業として行う一連の土地の形状の変更をいう。)の事業

3 この条例(前項を除く。)において「第二種事業」とは、次に掲げる事業の種類いずれかに該当する一の事業であって、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定(以下単に「判定」という。)を知事が第4条の規定により行う必要があるものとして規則で定めるもの(法対象事業等を除く。)をいう。

(1) 前項各号に掲げる事業の種類いずれかに該当する事業であって、その規模が第一種事業の

規模に満たないもの(その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が0.5以上であるものに限る。)

(2) 建築物その他の工作物の新設又は増改築を目的として行われる一連の土地の形状の変更(前項各号に掲げる事業の種類いずれかに該当する事業として行われるものを除く。)であって、その規模が前号に規定する事業(同項第8号から第14号まで(第13号を除く。))に掲げる事業の種類に該当するものに限る。)の規模を勘案して規則で定める規模以上であるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事業の種類に該当する事業

4 この条例(第6項を除く。)において「対象事業」とは、第一種事業又は第4条第3項の規定によりこの条例(同条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続(以下「この条例の規定による手続」という。)が行われる必要がある旨の通知がなされた第二種事業(同条第4項及び第30条第3項において準用する第4条第3項の規定によりこの条例の規定による手続が行われる必要がない旨の通知がなされたものを除く。)をいう。

5 この条例(この章を除く。)において「事業者」とは、委託に係る対象事業以外の対象事業にあつては対象事業を実施しようとする者(第28条の規定による告示が行われてから第42条の規定による届出が行われるまでの間においては対象事業を実施する者、同条の規定による届出が行われた後においては対象事業を完了した者)、委託に係る対象事業にあつてはその委託をしようとする者(その委託をした後においてはその委託をした者)をいう。

6 この条例において「法対象事業」とは、法第2条第4項に規定する対象事業をいう。

一部改正〔平成20年条例98号〕

(道等の責務)

第3条 道、事業者及び道民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続及び事業の実施に際して講ぜられる措置等に関する手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

2 道は、市町村と緊密に連携して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われるように努めるものとする。

一部改正〔平成11年条例59号〕

第2章 方法書の作成前の手続

一部改正〔平成25年条例17号〕

第1節 配慮書

追加〔平成25年条例17号〕

(計画段階配慮事項についての検討)

第3条の2 第一種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、規則で定めるところにより、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該事業に係る環境保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならない。

追加〔平成25年条例17号〕

(配慮書の作成等)

第3条の3 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。

(1) 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 第一種事業の目的及び内容

(3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況

(4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの

(5) 第3条の11の規定により配慮書の案についての手続を行った場合は、同条第4項の道民の意

見の概要及び同条第7項の市町村長の意見並びにこれらの意見についての当該第一種事業を実施しようとする者の見解を記載した書類

(6) その他規則で定める事項

- 2 相互に関連する2以上の第一種事業を実施しようとする場合は、当該第一種事業を実施しようとする者は、これらの第一種事業について、併せて配慮書を作成することができる。

追加〔平成25年条例17号〕

(配慮書の送付等)

第3条の4 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、知事に対し、速やかに、配慮書、これを要約した書類（以下この節において「要約書」という。）及び配慮書を記録した電磁的記録媒体を送付しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による送付を受けたときは、事業実施想定区域ごとに第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下この節において「関係地域」という。）を定め、第一種事業を実施しようとする者に通知しなければならない。

- 3 第一種事業を実施しようとする者は、前項の規定による通知を受けたときは、関係地域を管轄する市町村長（以下この節及び第5条第1項において「関係市町村長」という。）に対し、配慮書及び要約書を送付しなければならない。

追加〔平成25年条例17号〕

(配慮書についての告示及び縦覧)

第3条の5 知事は、前条第1項の規定による送付を受けたときは、配慮書が作成された旨その他規則で定める事項を告示し、規則で定めるところにより、配慮書及び要約書を告示の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない。

追加〔平成25年条例17号〕

(配慮書についての説明会の開催)

第3条の6 知事は、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、配慮書の記載事項を周知させるための説明会（以下この条において「配慮書説明会」という。）を開催するものとする。

- 2 知事は、配慮書説明会を開催するときは、配慮書説明会の開催の日時、場所その他規則で定める事項を、配慮書説明会を開催する日の1週間前までに告示するとともに、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書説明会の開催の日時及び場所を通知するものとする。

- 3 知事は、配慮書説明会の開催の日時及び場所を定めようとするときは、第一種事業を実施しようとする者の意見を聴くものとする。

- 4 知事は、第一種事業を実施しようとする者に対し、第2項の規定による通知に係る配慮書説明会への出席及び当該配慮書説明会における配慮書の記載事項についての説明を求めるものとする。

追加〔平成25年条例17号〕

(配慮書の公表等)

第3条の7 第一種事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、第3条の5に規定する縦覧期間、配慮書の記載事項を周知させるため、配慮書及び要約書についてインターネットの利用により公表するとともに、要約書の配布その他必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成25年条例17号〕

(配慮書についての道民意見書の提出)

第3条の8 道民（道内に住所を有する者（道内に主たる事務所を有する法人を含む。）をいう。以下同じ。）は、配慮書について環境保全の見地からの意見を有するときは、第3条の5の告示の日から、同条に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、第一種事業を実施しようとする者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成25年条例17号〕

(配慮書についての道民意見の概要の送付)

第3条の9 第一種事業を実施しようとする者は、前条第1項に規定する期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見（以下この節及び第5条第1項において「配慮書に係る道民意見」という。）の概要を記載した書類を送付しなければならない。

追加〔平成25年条例17号〕

(配慮書についての知事等の意見)

第3条の10 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、知事は、規則で定めるところにより、北海道環境影響評価審議会の議を経るものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について関係市町村長の環境保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による関係市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された配慮書に係る道民意見に配慮するものとする。

4 第1項の場合において、知事は、第2項の規定による関係市町村長の意見を記載した書面を併せて送付するものとする。

5 知事は、第1項の意見を述べたときは、当該意見を記載した書面を公表するものとする。

追加〔平成25年条例17号〕

(配慮書の案についての道民等の意見)

第3条の11 第一種事業を実施しようとする者は、必要と認めるときは、第3条の2から前条までに規定する配慮書に係る手続の前に、規則で定めるところにより、配慮書の案を作成し、道民の環境保全の見地からの意見を求めることができる。

2 第一種事業を実施しようとする者は、前項の規定により配慮書の案について道民の意見を求めるときは、あらかじめ、知事及び事業実施想定区域を管轄する市町村長に、その旨を書面により通知するとともに、配慮書の案を送付しなければならない。

3 第一種事業を実施しようとする者は、第1項の規定により配慮書の案について道民の意見を求めるときは、規則で定めるところにより、配慮書の案を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、配慮書の案を公告の日から起算して30日間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表しなければならない。この場合において、当該第一種事業を実施しようとする者は、必要に応じ、規則で定めるところにより、配慮書の案の記載事項を周知させるための説明会を開催するものとする。

4 道民は、配慮書の案について環境保全の見地からの意見を有するときは、前項の公告の日から、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、第一種事業を実施しようとする者に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができる。

5 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

6 第一種事業を実施しようとする者は、第4項に規定する期間を経過した後、第2項の市町村長に対し、第4項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

7 第2項の市町村長は、前項の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案について環境保全の見地からの意見を書面により述べるることができる。

追加〔平成25年条例17号〕

(第一種事業の廃止等)

第3条の12 第一種事業を実施しようとする者は、第3条の5の規定による告示が行われてから第7条の規定による告示が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長にその旨を書面により通知しなければならない。

(1) 第一種事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第3条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

(3) 第一種事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を告示しなければならない。

3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業であるときは、前項の規定による告示の日以前に当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみな

し、当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

追加〔平成25年条例17号〕

(第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討)

第3条の13 第二種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、第3条の2の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知をした第二種事業を実施しようとする者については、第一種事業を実施しようとする者とみなし、第3条の2から前条までの規定を適用する。

追加〔平成25年条例17号〕

第2節 第二種事業に係る判定

追加〔平成25年条例17号〕

第4条 第二種事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に書面により届け出なければならない。

(1) 第二種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要

2 知事は、前項の規定による届出(以下この条及び第30条第1項において「届出」という。)を受けたときは、届出に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に届出に係る書面の写しを送付し、30日以上を指定してこの条例の規定による手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。

3 知事は、前項の規定による市町村長の意見が述べられたときはこれを勘案して、規則で定めるところにより、届出の日から起算して60日以内に、届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときはこの条例の規定による手続が行われる必要がある旨及びその理由を、おそれがないと認めるときはこの条例の規定による手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び同項の市町村長に通知しなければならない。

4 前項の規定によりこの条例の規定による手続が行われる必要がある旨の通知を受けた者(届出をした者に限る。)は、当該第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとするとき(変更後の当該事業が第二種事業に該当するときに限る。)は、当該変更後の事業について、届出をすることができる。この場合において、前2項の規定は、当該届出について準用する。

5 第二種事業(対象事業に該当するものを除く。)を実施しようとする者は、第3項の規定(前項及び第30条第3項において準用する場合を含む。)によりこの条例の規定による手続が行われる必要がない旨の通知を受けるまでは、当該第二種事業を実施してはならない。

6 第二種事業を実施しようとする者は、第1項の規定にかかわらず、判定を受けることなく、この条例の規定による手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、この条例の規定による手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。

7 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に当該通知に係る書面の写しを送付しなければならない。

8 第6項の規定による通知に係る第二種事業は、当該通知の時に第3項の規定によりこの条例の規定による手続が行われる必要がある旨の通知がなされたものとみなす。

一部改正〔平成25年条例17号〕

第3章 方法書

追加〔平成25年条例17号〕

(方法書の作成)

第5条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第3条の10第1項の知事の意見を勧告し、並びに配慮書に係る道民意見及び同条第4項の書面に記載された関係市町村長の意見に配慮して、第3条の2の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項(配慮書を作成していない場合においては、第4号から第7号までに掲げる事項を除く。)を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
- (5) 配慮書に係る道民意見の概要
- (6) 第3条の10第1項の知事の意見及び同条第4項の書面に記載された関係市町村長の意見
- (7) 前2号の意見についての事業者の見解
- (8) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(予測及び評価の手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目及び調査の手法)
- (9) その他規則で定める事項

2 1又は2以上の事業者が相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、当該事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(方法書の送付等)

第6条 事業者は、方法書を作成したときは、知事に対し、方法書、これを要約した書類(以下この章において「要約書」という。)及び方法書を記録した電磁的記録媒体を送付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による送付を受けたときは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を定め、事業者に通知しなければならない。

3 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、同項に規定する地域を管轄する市町村長(以下この章、次章及び第13条第1項第3号において「関係市町村長」という。)に対し、方法書及び要約書を送付しなければならない。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(方法書についての告示及び縦覧)

第7条 知事は、前条第1項の規定による送付を受けたときは、方法書が作成された旨その他規則で定める事項を告示し、規則で定めるところにより、方法書及び要約書を告示の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(方法書についての説明会の開催)

第7条の2 知事は、前条に規定する縦覧期間内に、第6条第2項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下この条において「方法書説明会」という。)を開催するものとする。

2 知事は、方法書説明会を開催するときは、方法書説明会の開催の日時、場所その他規則で定める事項を、方法書説明会を開催する日の1週間前までに告示するとともに、事業者に対し、方法書説明会の開催の日時及び場所を通知するものとする。

3 知事は、方法書説明会の開催の日時及び場所を定めようとするときは、事業者の意見を聴くものとする。

4 知事は、事業者に対し、第2項の規定による通知に係る方法書説明会への出席及び当該方法書説明会における方法書の記載事項についての説明を求めるものとする。

追加〔平成25年条例17号〕

(方法書の公表等)

第7条の3 事業者は、規則で定めるところにより、第7条に規定する縦覧期間、方法書の記載事項

を周知させるため、方法書及び要約書についてインターネットの利用により公表するとともに、要約書の配布その他必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成25年条例17号〕

(方法書についての道民意見書の提出)

第8条 道民は、方法書について環境保全の見地からの意見を有するときは、第7条の告示の日から、同条に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(方法書についての道民意見の概要の送付)

第9条 事業者は、前条第1項に規定する期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見（以下この章及び次章において「道民意見」という。）の概要を記載した書類を送付しなければならない。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(方法書についての知事等の意見)

第10条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、知事は、規則で定めるところにより、北海道環境影響評価審議会の議を経るものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について関係市町村長の環境保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による関係市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された道民意見に配慮するものとする。

4 第1項の場合において、知事は、第2項の規定による関係市町村長の意見を記載した書面を併せて送付するものとする。

5 知事は、第1項の意見を述べたときは、当該意見を記載した書面を公表するものとする。

一部改正〔平成25年条例17号〕

第4章 環境影響評価の実施等

追加〔平成25年条例17号〕

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、道民意見及び同条第4項の書面に記載された関係市町村長の意見に配慮して第5条第1項第8号に掲げる事項に検討を加え、規則で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(環境影響評価の実施)

第12条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、規則で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第5章 準備書

一部改正〔平成25年条例17号〕

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、規則で定めるところにより、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

(1) 第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項

(2) 第8条第1項の道民の意見の概要

(3) 第10条第1項の知事の意見及び同条第4項の書面に記載された関係市町村長の意見

(4) 前2号の意見についての事業者の見解

(5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの

(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)

イ 環境保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)

ウ 事後調査(イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における当該環境の状況の把握のために行う措置をいう。第65条において同じ。)

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

(7) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(8) その他規則で定める事項

2 第5条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。

(準備書の送付等)

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、知事に対し、準備書、これを要約した書類(以下この条から第17条まで(第16条を除く。))において「要約書」という。)及び準備書を記録した電磁的記録媒体を送付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による送付を受けたときは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第8条第1項及び第10条第2項の意見並びに準備書に記載された環境影響評価の結果にかんがみ第6条第2項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を定め、事業者に通知しなければならない。

3 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、関係地域を管轄する市町村長(以下この章、次章及び第9章において「関係市町村長」という。)に対し、準備書及び要約書を送付しなければならない。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(準備書についての告示及び縦覧)

第15条 知事は、前条第1項の規定による送付を受けたときは、準備書が作成された旨その他規則で定める事項を告示し、規則で定めるところにより、準備書及び要約書を告示の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(準備書についての説明会の開催)

第16条 知事は、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下この条において「準備書説明会」という。)を開催するものとする。

2 知事は、準備書説明会を開催するときは、準備書説明会の開催の日時、場所その他規則で定める事項を、準備書説明会を開催する日の1週間前までに告示するとともに、事業者に対し、準備書説明会の開催の日時及び場所を通知するものとする。

3 知事は、準備書説明会の開催の日時及び場所を定めようとするときは、事業者の意見を聴くものとする。

4 知事は、事業者に対し、第2項の規定による通知に係る準備書説明会への出席及び当該準備書説明会における準備書の記載事項についての説明を求めるものとする。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(準備書の公表等)

第17条 事業者は、規則で定めるところにより、第15条に規定する縦覧期間、準備書の記載事項を周知させるため、準備書及び要約書についてインターネットの利用により公表するとともに、要約書の配布その他必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(準備書についての道民意見書の提出)

第18条 道民は、準備書について環境保全の見地からの意見を有するときは、第15条の告示の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(見解書の送付)

第19条 事業者は、前条第1項に規定する期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の

規定により述べられた意見（以下この章及び第25条において「道民意見」という。）の概要、道民意見についての事業者の見解を記載した書類（以下「見解書」という。）及び見解書を記録した電磁的記録媒体を送付しなければならない。

一部改正〔平成25年条例17号〕

（見解書についての告示及び縦覧等）

第20条 知事は、見解書の送付を受けたときは、見解書が作成された旨その他規則で定める事項を告示し、規則で定めるところにより、見解書を告示の日から起算して20日間縦覧に供しなければならない。

2 事業者は、規則で定めるところにより、前項に規定する縦覧期間、見解書についてインターネットの利用により公表しなければならない。

一部改正〔平成25年条例17号〕

（見解書についての道民意見書の提出）

第21条 道民は、見解書に記載された事業者の見解について環境保全の見地からの意見を有するときは、前条第1項の告示の日から、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年条例17号〕

（見解書についての道民意見の概要の送付）

第22条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見（次条及び第25条において「道民再意見」という。）の概要を記載した書類を送付しなければならない。

（準備書についての知事等の意見）

第23条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、知事は、規則で定めるところにより、北海道環境影響評価審議会の議を経るものとする。

2 第10条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第23条第2項において準用する前項」と、「前条の書類に記載された道民意見」とあるのは「見解書に記載された道民意見及び事業者の見解、第22条の書類に記載された道民再意見並びに第24条第1項の公聴会における道民その他の者の意見」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第23条第2項において準用する第2項」と読み替えるものとする。

3 知事は、第1項の意見を述べたときは、当該意見を記載した書面（以下「審査意見書」という。）を公表するものとする。

一部改正〔平成25年条例17号〕

（公聴会の開催）

第24条 前条第1項の場合において、知事は、準備書について道民その他の者の環境保全の見地からの意見を聴くため、公聴会を開催するものとする。ただし、第18条の意見書の提出がない場合その他の場合で、公聴会を開催する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の公聴会を開催するときは、公聴会の開催の日時、場所その他規則で定める事項を、公聴会を開催する日の2週間前までに告示するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 評価書

一部改正〔平成25年条例17号〕

（評価書の作成）

第25条 事業者は、審査意見書に記載された知事の見解を勘案するとともに、道民意見及び道民再意見並びに第23条第2項において準用する第10条第4項の書面に記載された関係市町村長の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

（1） 第5条第1項第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他

の規則で定める修正に該当するものを除く。) 第3条の2から第3条の10まで、第3条の12及び第5条から第28条までの規定による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を経ること。

(2) 第5条第1項第1号又は第13条第1項第2号から第4号まで、第7号若しくは第8号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 次項及び次条から第28条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 第11条及び第12条の規則で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

(1) 第13条第1項各号に掲げる事項

(2) 道民意見及び道民再意見の概要

(3) 審査意見書に記載された知事の意見及び第23条第2項において準用する第10条第4項の書面に記載された関係市町村長の意見

(4) 前2号の意見についての事業者の見解

3 前項の場合において、第13条第2項において準用する第5条第2項の規定により相互に関連する2以上の対象事業について併せて準備書を作成した事業者は、当該相互に関連する2以上の対象事業について、併せて評価書を作成しなければならない。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(評価書の送付)

第26条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町村長に対し、評価書、これを要約した書類(第28条において「要約書」という。)及び評価書を記録した電磁的記録媒体を送付しなければならない。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(評価書についての知事の意見等)

第27条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 事業者は、前項の意見が述べられたときは、規則で定めるところにより、評価書の補正(第5条第1項第2号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。))に係るものを除く。)をすることができる。

3 事業者は、第1項の意見が述べられたときは、前項の規定による評価書の補正をしないとにかかわらず、評価書に第1項の意見及び同項の意見についての事業者の見解を追加して記載しなければならない。

4 前条の規定は、第2項の規定による評価書の補正並びに前項の規定による第1項の意見及び同項の意見についての事業者の見解の評価書への記載について準用する。この場合において、同条中「評価書」とあるのは「次条第2項の規定による補正又は同条第3項の規定による同条第1項の意見及び同項の意見についての事業者の見解の記載後の評価書」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(評価書についての告示及び縦覧等)

第28条 知事は、前条第1項の期間が終了したとき、又は同項の期間内において同項の意見を述べないこととしたとき(同項の意見を述べた場合にあっては、同条第2項の規定による補正又は同条第3項の規定による同条第1項の意見及び同項の意見についての事業者の見解の記載後の評価書及びこれを要約した書類の送付を受けたとき)は、評価書が作成された旨その他規則で定める事項を告示し、規則で定めるところにより、評価書(同項の意見を述べたときは、同条第2項の規定による補正又は同条第3項の規定による同条第1項の意見及び同項の意見についての事業者の見解の記載後の評価書。以下同じ。)及び要約書(同項の意見を述べたときは、評価書を要約した書類。次項において同じ。)を告示の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない。ただし、次条第2項、第30条第2項又は第31条第1項の規定による届出(同項第3号に該当する場合における当該届

出を除く。)を受けたときは、この限りでない。

- 2 事業者は、規則で定めるところにより、前項に規定する縦覧期間、評価書及び要約書についてインターネットの利用により公表しなければならない。

一部改正〔平成25年条例17号〕

第7章 対象事業の内容の修正等

一部改正〔平成25年条例17号〕

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第29条 事業者は、第7条の規定による告示が行われてから前条第1項の規定による告示が行われるまでの間において、第5条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合(第25条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第3条の2から第3条の10まで、第3条の12及び第5条から前条までの規定による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、事業者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、同項に規定する手続を行うこととなった旨を知事に書面により届け出るものとする。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(事業内容の修正の場合の第二種事業に係る判定)

第30条 事業者は、第7条の規定による告示が行われてから第28条第1項の規定による告示が行われるまでの間において、第5条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第二種事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第4条第1項の規定の例により届出をすることができる。

- 2 前項の場合において、事業者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、同項に規定する手続を行うこととなった旨を知事に書面により届け出るものとする。

- 3 第4条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第3項中「この条例の規定による手続が行われる必要がある」とあるのは、「この条例の規定による手続(当該届出の時までに行ったものを除く。)が行われる必要がある」と読み替えるものとする。

- 4 第1項の規定による届出をした者は、前項において準用する第4条第3項の規定によりこの条例の規定による手続が行われる必要がない旨の通知を受けたときは、第6条第3項又は第14条第3項の市町村長(前項において準用する第4条第2項の市町村長を除く。)にその旨を書面により通知しなければならない。

- 5 知事は、第3項において準用する第4条第3項の規定によりこの条例の規定による手続が行われる必要がない旨を通知したときは、その旨を告示しなければならない。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(対象事業の廃止等)

第31条 事業者は、第7条の規定による告示が行われてから第28条第1項の規定による告示が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に書面により届け出るとともに、第6条第3項又は第14条第3項の市町村長に書面により通知しなければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第5条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

- 2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を告示しなければならない。

- 3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項の規定による告示の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

一部改正〔平成25年条例17号〕

第8章 評価書についての告示後から対象事業の実施前までの手続

一部改正〔平成25年条例17号〕

(対象事業の実施の制限)

第32条 事業者は、第28条第1項の規定による告示が行われるまでは、対象事業（第25条第1項、第27条第2項又は第29条第1項の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

2 事業者は、第28条第1項の規定による告示が行われた後に第5条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第1項の規定は、第28条第1項の規定による告示が行われた後に第5条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第1項中「告示」とあるのは、「告示（同項の規定による告示が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行われるものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 事業者は、第28条第1項の規定による告示が行われた後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に書面により届け出なければならない。

5 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を告示しなければならない。

6 前条第3項の規定は、第4項の規定による引継ぎについて準用する。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(評価書についての告示後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第33条 事業者は、第28条第1項の規定による告示が行われた後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境保全上の適正な配慮をするために第13条第1項第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第3条の2から第3条の12まで及び第5条から第28条まで、第5条から第28条まで又は第11条から第28条までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に書面により届け出るものとする。

3 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を告示するものとする。

4 第29条から前条までの規定は、第1項の規定により計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「告示」とあるのは、「告示（次条第1項に規定する計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行った後に行われるものに限る。）」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(許認可等の権限を有する者に対する要請等)

第34条 知事は、対象事業が法令の規定によりその実施に際し許可、認可、同意、承認等（以下「許認可等」という。）を必要とされるものであるときは、当該許認可等の権限を有する者（知事を除く。）に対し、評価書を送付し、当該対象事業に係る許認可等を行うに際して評価書の記載事項を勘案するよう要請するものとする。

2 前項に規定する場合において、知事は、当該許認可等の権限を有するときは、当該対象事業に係る許認可等を行うに際して評価書の記載事項を勘案するものとする。

第9章 対象事業の実施等に係る手続

一部改正〔平成25年条例17号〕

(事業者の環境保全の配慮)

第35条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

(対象事業の着手の届出)

第36条 事業者は、対象事業に着手したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知

事に書面により届け出るとともに、関係市町村長に書面により通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を告示するものとする。

(着手後の事後調査等報告書の作成等)

第37条 事業者は、対象事業に着手した後、規則で定めるところにより、評価書に記載された第13条第1項第6号イ及びウに掲げる措置並びに対象事業の実施の状況を記載した書類（以下「着手後の事後調査等報告書」という。）を作成し、知事に対し着手後の事後調査等報告書及びこれを記録した電磁的記録媒体を、関係市町村長に対し着手後の事後調査等報告書を送付しなければならない。

2 第25条第3項の規定は、着手後の事後調査等報告書の作成について準用する。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(着手後の事後調査等報告書についての告示及び縦覧等)

第38条 知事は、着手後の事後調査等報告書の送付を受けたときは、着手後の事後調査等報告書が作成された旨その他規則で定める事項を告示し、規則で定めるところにより、着手後の事後調査等報告書を告示の日から起算して20日間縦覧に供しなければならない。

2 事業者は、規則で定めるところにより、前項に規定する縦覧期間、着手後の事後調査等報告書についてインターネットの利用により公表しなければならない。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(着手後の事後調査等報告書についての道民意見書の提出)

第39条 道民は、着手後の事後調査等報告書について環境保全の見地からの意見を有するときは、前条第1項の告示の日から、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(着手後の事後調査等報告書についての道民意見の概要等の送付)

第40条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、遅滞なく、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(着手後の事後調査等報告書についての知事の意見等)

第41条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、事業者に対し、着手後の事後調査等報告書について環境保全の見地からの意見を書面により述べるができる。この場合において、知事は、同条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

2 知事は、前項の意見を述べようとする場合その他の場合であって、環境保全の見地から必要があると認めるときは、評価書に記載された第13条第1項第6号イ若しくはウに掲げる措置又は対象事業の実施の状況について、事業者に対し報告をさせ、又は当該職員に実地に調査させることができる。

3 知事は、前項の規定による調査をさせるに当たっては、事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

(対象事業の完了の届出)

第42条 事業者は、対象事業を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に書面により届け出るとともに、関係市町村長に書面により通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を告示するものとする。

(完了後の事後調査等報告書の作成等)

第43条 事業者は、対象事業を完了した後、規則で定めるところにより、評価書に記載された第13条第1項第6号イ及びウに掲げる措置並びに対象事業の実施の状況（着手後の事後調査等報告書に記載されたものを除く。）を記載した書類（以下「完了後の事後調査等報告書」という。）を作成し、知事に対し完了後の事後調査等報告書及びこれを記録した電磁的記録媒体を、関係市町村長に対し完了後の事後調査等報告書を送付しなければならない。

2 第25条第3項の規定は、完了後の事後調査等報告書の作成について準用する。

3 第38条から第41条までの規定は、完了後の事後調査等報告書について準用する。この場合において、同条第2項中「措置」とあるのは、「措置（着手後の事後調査等報告書に記載されたものを除く。）」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年条例17号〕

第10章 環境影響評価その他の手続の特例等

一部改正〔平成25年条例17号〕

第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

第44条 第一種事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業(以下この条において「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設(以下この条において「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業については、第3条の2から第3条の12までの規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び第5条から第32条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、同法第15条第1項の道又は市町村(以下「都市計画決定権者」という。)で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第一種事業又は第一種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第3条の3第2項、第3条の12第1項第3号及び第3項、第5条第2項、第13条第2項並びに第31条第1項第3号及び第3項の規定は、適用しない。

2 第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第2章第1節の規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うことができる。この場合において、第3条の13第2項の規定により適用される第3条の3第2項並びに第3条の12第1項第3号及び第3項の規定は、適用しない。

3 第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第4条第1項の規定による届出は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

4 第二種事業(対象事業であるものに限る。以下この項において同じ。)が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第5条から第32条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第二種事業に係る事業者に代わるものとして、当該第二種事業又は第二種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第5条第2項、第13条第2項並びに第31条第1項第3号及び第3項の規定は、適用しない。

5 前各項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合における第3条の2から第32条まで(第3条の3第2項、第3条の12第1項第3号及び第3項、第5条第2項、第13条第2項並びに第31条第1項第3号及び第3項を除く。)の規定の適用について必要な技術的読替えは、規則で定める。

6 都市計画決定権者は、第二種事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第1項から第4項までに規定する計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

7 前2項に定めるもののほか、第1項から第4項までの規定により都市計画決定権者が行う計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成11年条例59号・25年17号〕

第2節 特定地域に係る環境評価その他の手続

(用語の定義)

第45条 この節及び附則において「特定地域環境評価」とは、次条第1項の規定により指定された特定地域の環境について、環境の構成要素に係る項目ごとの調査、調査結果を勘案して行う配慮事項(特定地域において事業を実施しようとする者が当該特定地域の環境保全のために当該事業の実施

において配慮すべき事項をいう。以下この節において同じ。)の検討及び配慮事項に係る評価を行うことをいう。

(特定地域の指定等)

第46条 知事は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業が集中し、かつ、これらの事業が総合的かつ計画的に行われる必要がある地域の開発が実施されようとする場合において、当該地域において実施されるべき事業に係る環境保全についての適正な配慮を一体として行うことが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長の意見を聴いて、当該地域を特定地域として指定するものとする。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨及び当該特定地域の範囲その他規則で定める事項を告示するとともに、書面をもって、同項の市町村長に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をした特定地域について、当該地域の開発に係る計画(以下この節において「地域開発計画」という。)の廃止その他規則で定める事由により当該特定地域において実施されるべき事業に係る環境保全についての適正な配慮を一体として行うことが必要でなくなったと認めるときは、当該地域を管轄する市町村長の意見を聴いて、当該指定を解除するものとする。

4 第2項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(特定地域環境評価その他の手続)

第47条 知事は、前条第1項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該特定地域について、次条から第52条までに定めるところにより特定地域環境評価その他の手続を行わなければならない。

(特定地域方法書の作成等)

第48条 知事は、前条に規定する特定地域(以下この節において「対象特定地域」という。)に係る特定地域環境評価を行う方法(調査及び配慮事項に係る評価に係るものに限る。)について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した特定地域環境評価方法書(以下この条において「特定地域方法書」という。)を作成しなければならない。

(1) 対象特定地域の名称及び範囲

(2) 対象特定地域において実施されるべき地域開発計画の目的及び内容

(3) 対象特定地域に係る特定地域環境評価の項目並びに調査及び配慮事項に係る評価の手法(配慮事項に係る評価の手法が決定されていない場合にあっては、対象特定地域に係る特定地域環境評価の項目及び調査の手法)

2 知事は、特定地域方法書を作成したときは、対象特定地域を管轄する市町村長に対し、特定地域方法書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。

3 第7条、第7条の2第1項及び第2項、第7条の3、第8条並びに第9条の規定は、特定地域方法書について準用する。この場合において、第7条中「前条第1項の規定による送付を受けたときは、方法書が作成された」とあるのは「第48条第2項の規定による送付を行った後、特定地域方法書を作成した」と、「方法書及び要約書」とあるのは「特定地域方法書及びこれを要約した書類(第48条第3項において準用する第7条の3において「要約書」という。)」と、第7条の2第1項中「第6条第2項に規定する地域」とあるのは「特定地域」と、「方法書の」とあるのは「特定地域方法書の」と、同条第2項中「告示するとともに、事業者に対し、方法書説明会の開催の日時及び場所を通知する」とあるのは「告示する」と、第7条の3中「事業者」とあるのは「知事」と、「方法書」とあるのは「特定地域方法書」と、第8条第1項中「方法書」とあるのは「特定地域方法書」と、「事業者」とあるのは「知事」と、第9条中「事業者」とあるのは「知事」と、「知事及び関係市町村長」とあるのは「対象特定地域を管轄する市町村長」と、「以下この章及び次章」とあるのは「第49条」と、「送付し」とあるのは「送付するとともに、期間を指定して、当該市町村長の環境保全の見地からの意見を求め」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(特定地域環境評価の項目等の選定)

第49条 知事は、前条第3項において準用する第9条の規定による市町村長の意見を勘案するとともに、道民意見に配慮して前条第1項第3号に掲げる事項に検討を加え、規則で定めるところにより、対象特定地域に係る特定地域環境評価の項目並びに調査及び配慮事項に係る評価の手法を選定しなければならない。

(特定地域環境評価の実施)

第50条 知事は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、規則で定めるところにより、対象特定地域に係る特定地域環境評価を行わなければならない。

(特定地域準備書の作成等)

第51条 知事は、前条の規定により対象特定地域に係る特定地域環境評価を行った後、規則で定めるところにより、当該特定地域環境評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した特定地域環境評価準備書（以下この条及び次条において「特定地域準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第48条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 第48条第3項において準用する第8条第1項の道民の意見の概要
- (3) 第48条第3項において準用する第9条の規定による市町村長の意見
- (4) 前2号の意見についての知事の見解
- (5) 特定地域環境評価の項目並びに調査及び配慮事項に係る評価の手法
- (6) 特定地域環境評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - ア 調査の結果の概要
 - イ 配慮事項（当該配慮をすべきであるとするに至った検討の状況を含む。）及び配慮事項に係る評価の結果を特定地域環境評価の項目ごとに取りまとめたもの
- (7) 特定地域環境評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (8) その他規則で定める事項

2 知事は、特定地域準備書を作成したときは、対象特定地域を管轄する市町村長に対し、特定地域準備書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。

3 第15条、第16条第1項及び第2項、第17条から第19条まで並びに第24条の規定は、特定地域準備書について準用する。この場合において、第15条中「前条第1項の規定による送付を受けたときは、準備書が作成された」とあるのは「第51条第2項の規定による送付を行った後、特定地域準備書を作成した」と、「準備書及び要約書」とあるのは「特定地域準備書及びこれを要約した書類（第51条第3項において準用する第17条において「要約書」という。）」と、第16条第1項中「関係地域」とあるのは「対象特定地域」と、「準備書の」とあるのは「特定地域準備書の」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、対象特定地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、対象特定地域以外の地域において開催することができる」と、同条第2項中「告示するとともに、事業者に対し、準備書説明会の開催の日時及び場所を通知する」とあるのは「告示する」と、第17条中「事業者」とあるのは「知事」と、「準備書」とあるのは「特定地域準備書」と、第18条第1項中「準備書」とあるのは「特定地域準備書」と、「事業者」とあるのは「知事」と、第19条中「事業者は」とあるのは「知事は」と、「知事及び関係市町村長」とあるのは「対象特定地域を管轄する市町村長」と、「以下この章及び第25条において「道民意見」という。）の概要、道民意見についての事業者の見解を記載した書類（以下「見解書」という。）及び見解書を記録した電磁的記録媒体を送付し」とあるのは「第52条において「道民意見」という。）の概要を送付するとともに、当該市町村長の環境保全の見地からの意見を求め」と、第24条第1項中「準備書」とあるのは「特定地域準備書」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(特定地域評価書の作成等)

第52条 知事は、特定地域準備書について北海道環境影響評価審議会の議を経た上で、前条第3項において準用する第19条の規定による市町村長の意見を勘案するとともに、道民意見及び同項において準用する第24条第1項の公聴会における道民その他の者の意見に配慮して特定地域準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき認めるときは、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 前条第1項第1号から第4号まで、第7号又は第8号に掲げる事項の修正 次項から第4項までの規定による特定地域環境評価その他の手続を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの 第49条及び第50条の規則で定めるところにより当該修正に係る部分について対象特定地域に係る特定地域環境評価を行うこと。

2 知事は、前項第2号の規定による特定地域環境評価を行った場合には当該特定地域環境評価及び

特定地域準備書に係る特定地域環境評価の結果に、同号の規定による特定地域環境評価を行わなかった場合には特定地域準備書に係る特定地域環境評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した特定地域環境評価書（以下この節において「特定地域評価書」という。）を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 道民意見の概要
- (3) 北海道環境影響評価審議会の意見及び前条第3項において準用する第19条の規定による市町村長の意見
- (4) 前2号の意見についての知事の見解

3 知事は、特定地域評価書を作成したときは、対象特定地域を管轄する市町村長に対し、特定地域評価書及びこれを要約した書類（次項において「要約書」という。）を送付しなければならない。

4 知事は、前項の規定による送付を行った後、特定地域評価書を作成した旨その他規則で定める事項を告示し、規則で定めるところにより、特定地域評価書及び要約書を告示の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない。

（特定地域環境評価その他の手続の再実施）

第53条 知事は、第48条から前条までの規定（次項において準用する場合を含む。次条において同じ。）による特定地域環境評価その他の手続を行った特定地域が次の各号のいずれかに該当する場合であって、環境保全の見地から必要があると認めるときは、遅滞なく、当該特定地域について、同項に定めるところにより更に特定地域環境評価その他の手続を行わなければならない。

- (1) 当該特定地域に係る地域開発計画の目的の変更が行われた場合
- (2) 当該特定地域の環境の状況の著しい変化その他規則で定める特別の事情が生じた場合

2 第48条（同条の規定による手続を行う必要がないと知事が認めるときは、第49条（同条の規定による第48条第1項第3号に掲げる事項についての検討に係る部分を除く。））から前条までの規定は、前項の規定により特定地域環境評価その他の手続が行われる特定地域について準用する。この場合において、第48条第1項中「前条」とあるのは、「第53条第1項」と読み替えるものとする。

（特定地域環境評価その他の手続が行われた特定地域において実施されるべき対象事業に関する特例）

第54条 第48条から第52条までの規定による特定地域環境評価その他の手続が行われた特定地域において実施されるべき対象事業についての第10条第3項（第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第10条第3項中「前項」とあるのは、「特定地域評価書に記載された第51条第1項第6号イに掲げる事項及び前項」とする。

一部改正〔平成25年条例17号〕

第11章 法対象事業についての手続

一部改正〔平成25年条例17号〕

第55条 第3条の10第1項後段、第10条第1項後段、第23条第1項後段及び第24条の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、第3条の10第1項後段中「この場合において、知事」とあるのは「知事は、法第3条の7第1項の意見を述べようとするとき」と、第10条第1項後段中「この場合において、知事」とあるのは「知事は、法第10条第1項又は第5項の意見を述べようとするとき」と、第23条第1項後段中「この場合において、知事」とあるのは「知事は、法第20条第1項又は第5項の意見を述べようとするとき」と、第24条第1項中「前条第1項の」とあるのは「第55条において準用する前条第1項後段に規定する」と、「第18条」とあるのは「法第18条」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年条例17号〕

第12章 北海道環境影響評価審議会

一部改正〔平成25年条例17号〕

（設置）

第56条 この条例によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び知事の諮問に応じ環境影響評価に関する重要事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、北海道環境影響評価審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

（組織）

第57条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第58条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第59条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第60条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長への委任)

第61条 第56条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第13章 雑則

一部改正〔平成25年条例17号〕

(実地調査への協力要請)

第62条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に実地に調査を行わせるため、他人の土地への立入りについて、その土地の所有者又は占有者に対し、協力を求めることができる。

(報告の聴取等)

第63条 知事は、第2章から第10章までに定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、第二種事業を実施しようとする者又は事業者（第44条第1項から第4項までの規定により計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を第二種事業を実施しようとする者又は事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者を含む。次条において「事業者等」という。）に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(勧告及び公表)

第64条 知事は、事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者等に対し、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

(1) この条例に定める手続の全部又は一部を行わなかったとき。

(2) 配慮書、第4条第1項の書面（第30条第1項の規定による届出に係る書面を含む。）、方法書、準備書、見解書、評価書、着手後の事後調査等報告書、第40条（第43条第3項において準用する場合を含む。）の書類又は完了後の事後調査等報告書において、虚偽の記載をしたとき。

(3) 第4条第5項の規定に違反して第二種事業を実施したとき。

(4) 第32条第1項（同条第3項及び第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して対象事業を実施したとき。

(5) 第41条第2項（第43条第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(6) 前条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2 知事は、第13条第1項第6号イ若しくはウに掲げる措置又は対象事業の実施の状況が当該評価書に記載されているところと異なる場合であって、そのことにより環境保全に支障を来すおそれがあると認めるときは、当該事業者等に対し、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

- 3 知事は、前2項の規定による勧告をした場合において、当該事業者等がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(技術開発等)

第65条 知事は、環境影響評価及び事後調査に必要な技術の調査、研究及び開発の推進並びにその成果の普及並びに環境影響評価及び事後調査に従事する者の育成に努めるものとする。

(市町村条例との関係)

第66条 市町村が第二種事業又は対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続及び事業の実施に際して講ぜられる措置等に関する手続について制定した条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、環境保全についてこの条例と同等以上の効果を有するものと知事が認めるときは、この条例の規定は、当該第二種事業又は対象事業については、適用しない。ただし、事業実施想定区域若しくは第3条の13第1項の第二種事業の実施が想定される区域又は第二種事業若しくは対象事業が実施されるべき区域（次項においてこれらを「対象事業等実施区域」と総称する。）にこの項本文の規定により知事が認めた条例（以下この条において「市町村条例」という。）を制定した市町村以外の市町村の区域が含まれる場合は、この限りでない。

- 2 第二種事業（計画段階配慮事項についての検討を行うものに限る。以下この項において同じ。）又は対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると知事が認める地域に市町村条例を制定した市町村の区域及び当該市町村条例を制定した市町村以外の市町村の区域が含まれる場合（対象事業等実施区域の全ての区域が当該市町村条例を制定した市町村の区域にあるときに限る。）は、前項本文の規定にかかわらず、知事と当該市町村条例を制定した市町村の長は、当該第二種事業又は対象事業について行うべき計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続及び事業の実施に際して講ぜられる措置等に関する手続について、協議して定めるものとする。
- 3 第二種事業（計画段階配慮事項についての検討を行うものを除く。以下この項において同じ。）に係る環境影響を受ける範囲であると知事が認める地域に市町村条例を制定した市町村の区域及び当該市町村条例を制定した市町村以外の市町村の区域が含まれる場合（当該第二種事業が実施されるべき区域の全ての区域が当該市町村条例を制定した市町村の区域にあるときに限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、知事と当該市町村条例を制定した市町村の長は、当該第二種事業について行うべき環境影響評価その他の手続及び事業の実施に際して講ぜられる措置等に関する手続について、協議して定めるものとする。

一部改正〔平成25年条例17号〕

(適用除外)

第67条 第2章から前章まで及び第62条から第64条までの規定は、次の各号のいずれかに該当する事業については、適用しない。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業
- (3) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業

一部改正〔平成28年条例33号〕

(規則への委任)

第68条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成11年6月12日から施行する。ただし、第1条、第2条、第4条第1項（同項の規則に係る部分に限る。）及び第3項（同項の規則に係る部分に限る。）、第5条第1項（同項の規則に係る部分に限る。）、第7条（同条の規則に係る部分に限る。）、第8条第2項（同項の規則に係る部分に限る。）、第10条第1項（同項の規則に係る部分に限る。）、第11条（同条の

規則に係る部分に限る。)、第12条(同条の規則に係る部分に限る。)並びに附則第5条及び第6条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成11年1月規則第6号で、同11年1月25日から施行)

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業(新たに第二種事業となる事業のうち第4条第3項の規定によりこの条例の規定による手続が行われる必要がある旨の通知がなされたものを含む。)について、改正前の北海道環境影響評価条例(以下「旧条例」という。)の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- (1) 旧条例第4条第1項若しくは第30条第1項の手続を経た環境影響評価書、旧条例第23条若しくは第30条第2項の規定による知事の要請に対して提出された環境影響評価書若しくはこれに準ずる書面又は同条第3項の規定による知事の求めに対して提出された環境影響評価に関する資料等(以下この項においてこれらを「環境影響評価書等」という。) 第14条第1項の手続を経た準備書
- (2) 旧条例第5条及び第7条の手続を経た環境影響評価書等又は旧条例第16条及び第18条の手続を経た環境影響評価書 第14条第2項及び第3項並びに第15条から第17条までの手続を経た準備書
- (3) 旧条例第8条第2項の規定による北海道環境影響評価審議会の議若しくは旧条例第30条第5項の手続を経た環境影響評価書等又は旧条例第19条第1項の規定による北海道環境影響評価審議会の議を経た環境影響評価書 第23条第2項の規定による北海道環境影響評価審議会の議を経た準備書
- (4) 旧条例第9条の手続を経た環境影響評価書等又は旧条例第20条の手続を経た環境影響評価書 第24条の手続を経た準備書
- (5) 旧条例第10条の手続を経た審査意見書 第23条第1項及び第4項の手続を経た審査意見書
- (6) 旧条例第11条第1項又は第2項の手続を経た環境影響評価書等 第26条の手続を経た評価書
- (7) 旧条例第19条第1項の手続を経た環境影響評価書 第27条の手続を経た評価書
- (8) 旧条例第11条第3項若しくは第30条第4項の手続を経た環境影響評価書等又は旧条例第21条第1項の手続を経た環境影響評価書 第28条の手続を経た評価書

2 この条例の施行の際、前項に規定する事業について旧条例第6条の規定により提出された意見書があるときは、知事は、事業者に対し、当該意見書を送付しなければならない。この場合において、当該送付が行われた意見書は、第18条第1項の意見書とみなす。

3 この条例の施行の際、法附則第3条第1項に規定する事業(第2条第2項の規則で定めるものに限る。)について、第1項第2号から第8号までに掲げる書類のいずれかが作成されているときは、当該事業は、当該施行により新たに対象事業となる事業とみなす。

4 この条例の施行の際、法附則第3条第1項に規定する事業(第2条第3項の規則で定めるものに限る。)について、第1項第2号から第8号までに掲げる書類のいずれかが作成されているときは、当該事業は、当該施行により新たに第二種事業となる事業とみなす。

第3条 第一種事業又は第二種事業であつて次に掲げるもの(第1号から第4号までに掲げるものにあつては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第2章から第10章まで及び第62条から第64条までの規定は、適用しない。

- (1) 施行日前に実施された事業
- (2) 法令の規定によりその実施に際し許認可等が必要とされる事業であつて、施行日前に当該許認可等が行われたもの
- (3) 特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第4条第1項に規定する基本計画その他規則で定める計画に基づいて実施される事業であつて、施行日前に当該計画が定められたもの
- (4) 施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに実施される第一種事業又は第二種事業(施行日前に前条第1項各号に掲げる書類のいずれかが作成されているもの

を除く。)

第4条 前条第2号から第5号までに掲げる事業に該当する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者は、同条の規定にかかわらず、当該事業について第5条から第28条まで又は第11条から第28条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 第29条から第32条まで、第33条第2項及び第3項並びに第35条から第43条までの規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者（同項の規定により行われる第28条の規定の例による告示が行われてから附則第4条第2項において準用する第42条の規定による届出が行われるまでの間においては附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施する者、同条第2項において準用する第42条の規定による届出が行われた後においては附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業を完了した者）」と読み替えるものとする。

第5条 第二種事業を実施しようとする者は、附則第1条ただし書に規定する規定の施行後この条例の施行前において、第4条第1項の規定の例により届出をすることができる。

2 知事及びこの条例の施行後に第4条第2項に規定する市町村長となるべき者は、第二種事業を実施しようとする者が前項の届出をしたときは、同条第2項及び第3項の規定の例による手続を行うものとする。

3 前項の規定によりこの条例の規定による手続が行われる必要がある旨の通知を受けた者（第1項の届出をした者に限る。）は、第4条第4項の規定の例により届出をすることができる。この場合において、前項の規定は、当該届出について準用する。

4 前2項の規定による手続が行われた第二種事業については、当該手続は、この条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

5 前各項の規定は、この条例の施行後に第44条第1項の規定により第4条第1項の届出を第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、当該前各項の規定に関して必要な技術的読替えは、規則で定める。

第6条 この条例の施行後に事業者となるべき者は、附則第1条ただし書に規定する規定の施行後この条例の施行前において、第5条から第12条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 知事及びこの条例の施行後に第6条第3項に規定する市町村長となるべき者は、前項に規定する者が第5条から第12条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行ったときは、当該規定の例による手続を行うものとする。

3 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、この条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

4 前3項の規定は、この条例の施行後に第44条第2項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、当該前3項の規定に関して必要な技術的読替えは、規則で定める。

第7条 旧条例第2条第2項に規定する特定開発事業のうち第二種事業の規模に満たない事業であつて、知事が第4条の規定により判定を行う必要があるものとして規則で定めるものについては、第2条第3項の規定にかかわらず、当分の間、第二種事業とみなす。

第8条 この条例の施行の際現に旧条例第26条第1項の規定により同項の特定地域に指定されている地域は、第46条第1項の規定により指定された特定地域とみなす。

2 この条例の施行前に前項の特定地域について旧条例第2章第4節の規定により行われた環境影響評価その他の手続は、第8章第2節の規定により行われた特定地域環境評価その他の手続とみなす。

第9条 この条例の施行の際現に旧条例第32条の規定により置かれている北海道環境影響評価審議会は、第56条の規定により置かれた北海道環境影響評価審議会とみなす。

2 この条例の施行の際現に旧条例第33条第2項又は第36条第2項の規定により北海道環境影響評価審議会の委員又は専門委員に任命されている者は、第57条第2項又は第60条第2項の規定により任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期については、その者が旧条例第33条第2項の規定により任命された日から起算する。

(検討)

第10条 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附 則（平成11年12月17日条例第59号）

〔北海道環境基本条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月14日条例第98号）

〔空港整備法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成25年3月29日条例第17号）

〔北海道環境影響評価条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の北海道環境影響評価条例第5条第1項に規定する方法書を告示した事業については、この条例による改正後の北海道環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第3条の2から第3条の11まで、第25条第1項及び第29条第1項の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この条例の施行後に新条例第3条の2に規定する第一種事業を実施しようとする者となるべき者は、この条例の施行前において、新条例第3条の2から第3条の12までの規定の例による新条例第3条の2に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。

4 前項の規定による手続が行われた第一種事業については、当該手続は、新条例の相当規定により施行日に行われたものとみなす。

5 前2項の規定は、この条例の施行後に新条例第44条第1項の規定により新条例第3条の2に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を同条に規定する第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして行う新条例第44条第1項に規定する都市計画決定権者となるべき者について準用する。

6 新条例第6条から第7条の3まで及び第10条第1項後段の規定は、施行日以後に作成する新条例第5条第1項に規定する方法書について適用する。

7 新条例第14条第1項及び第2項、第17条、第19条、第20条第2項並びに第23条第1項後段の規定は、施行日以後に作成する新条例第13条第1項に規定する準備書について適用する。

8 新条例第26条（新条例第27条第4項において準用する場合を含む。）及び第28条第2項の規定は、施行日以後に作成する新条例第25条第2項に規定する評価書について適用する。

9 新条例第37条第1項及び第38条第2項の規定は、施行日以後に作成する新条例第37条第1項に規定する着手後の事後調査等報告書について適用する。

10 新条例第43条第1項及び同条第3項において準用する新条例第38条第2項の規定は、施行日以後に作成する新条例第43条第1項に規定する完了後の事後調査等報告書について適用する。

附 則（平成28年3月31日条例第33号）

〔北海道環境影響評価条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、平成28年5月1日から施行する。

2 この条例による改正後の北海道環境影響評価条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第28条第1項（新条例第44条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示、新条例第32条第3項（新条例第33条第4項において準用する場合及び新条例第44条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第33条第4項において読み替えて準用する新条例第32条第1項に規定する告示又は新条例第52条第4項（新条

例第53条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示が行われる事業について適用し、その他の事業（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業を除く。）に係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。